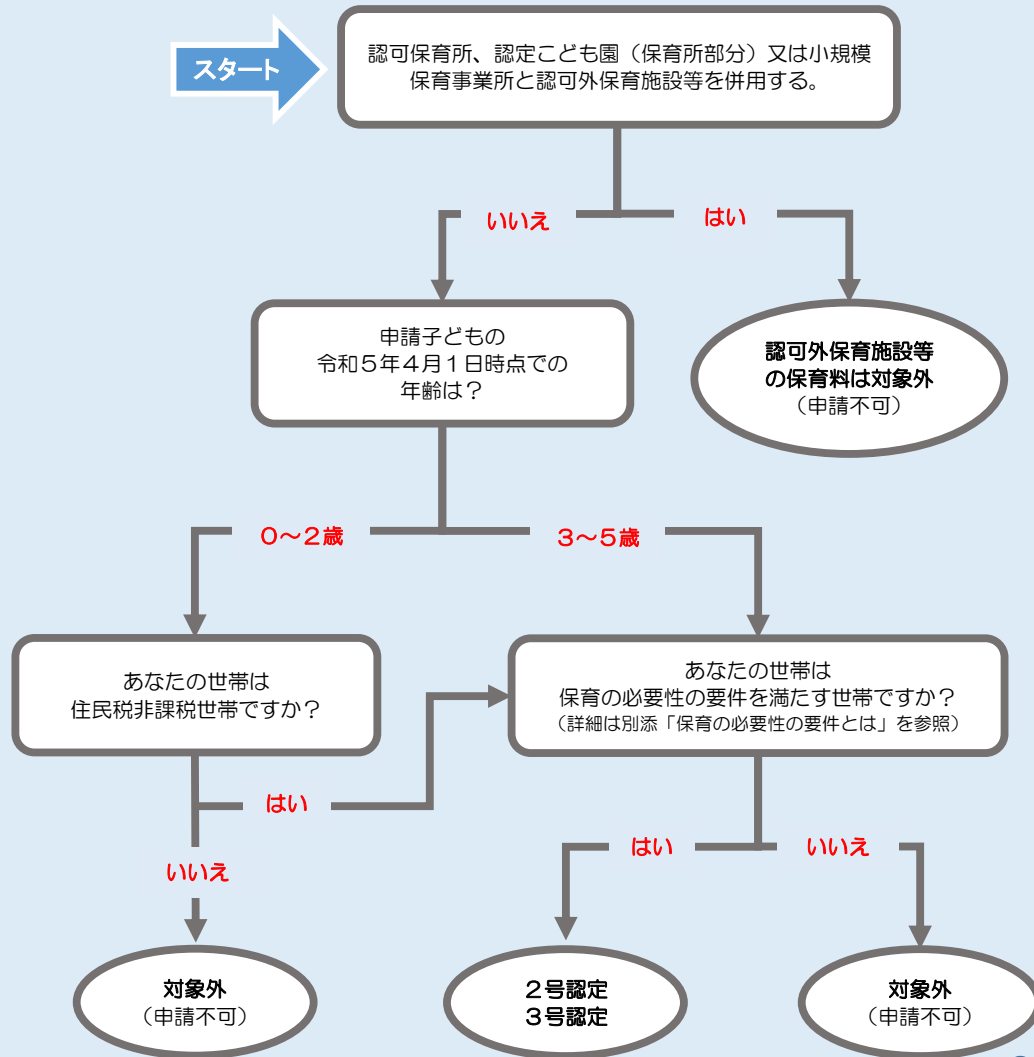


申請区分チェックシート (認可外保育施設等利用者用)



- 2号認定とは・・・ 令和5年4月1日時点で申請子どもが3歳以上であって、保育の必要性がある世帯
- 3号認定とは・・・ 令和5年4月1日時点で申請子どもが0～2歳であって、保育の必要性があり、住民税非課税である世帯

提出必要書類一覧

左記チェックシートにて「2号認定 3号認定」に該当する場合

| 提出必要書類 | 注意事項 | 無償化対象範囲 |
|---|-----------------|---------|
| ○子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号） → 右下に「B」と記載されている申請書です。 | 申請子ども1人につき1部 | 月額保育料 |
| ○保育にあたれない証明書 詳細は別添「保育の必要性の要件とは」を参照 | 父母それぞれ1部 | |
| ○市町村民税非課税証明書（該当者のみ※1） | 該当する場合は父母それぞれ1部 | |

※1 令和5年4月1日時点において申請子どもの年齢が0～2歳であって、令和4年1月1日時点でつくば市に父母の住民票がなかった世帯が該当（父母のうち、どちらかがなかった場合も含む）

<幼稚園又は認定こども園（幼稚園部分）と併用する場合>

基本的には、認可外保育施設等の保育料は無償化対象外となります。ただし、幼稚園又は認定こども園（幼稚園部分）が実施する預かり保育事業が平日8時間未満（教育時間との合計） または 年間200日未満（休日含む）を満たす場合に限り、認可外保育施設等の保育料も無償化対象となります。

<認定要件を満たさなくなる場合について>

認定要件を満たさなくなる場合（両親どちらかがお仕事を辞めになる場合等）は、速やかにつくば市幼児保育課にご連絡ください。なお、無償化対象費用分を給付した後で、認定要件を満たしていないことが判明した場合は、給付した金額についてご返金いただくこととなりますので、ご注意ください。